

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1) 基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つと考えております。コンプライアンスにつきましては、経営陣のみならず全社員が認識し実践することが重要であると考えております。

(2) 施策の状況

経営の公正性と透明性をより高めるため、社外出身の監査役を招き入れ外部の視点より監視し、企業の健全確保に努めております。また、取締役会は、定期及び臨時に開催し、重要事項の決定並びに業務執行の指示を行っております。

また、取締役、及び各部長を中心とした経営会議を毎月実施して経営の重要項目の執行の対応を図っております。この会議は、経営の基となる重要な機関であるため監査役も出席し、有効かつ適切な監査が行われるような体制になっております。

(3) 会社の経営の基本方針

- 1 社会への奉仕
- 2 顧客への奉仕
- 3 個人能力の向上
- 4 技術開発への取組

当社は、モノ作りで社会に貢献することを使命と考え、事業活動を行っております。

(4) 会社の利益配分に関する基本方針

株主の皆様に対して収益状況に対応した安定的な配当を継続することが重要な政策の一つと認識しております。将来の事業展開を視野に入れ、経営基礎の強化のため株主資本の充実を図りつつ、長期的に安定した利益還元を努めることを基本方針としております。

(5) 目標とする経営指標

当社では株主価値重視の観点からROE(自己資本当期純利益率)の向上を基本的な目標としております。また、経営効率の面では原価の低減を重視し、売上高経常利益率も重要な経営指標としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
桜井興産株式会社	920,000	23.00
桜井美枝子	309,033	7.73
丸山明子	263,500	6.59
桜井取引先持株会	229,300	5.73
株式会社不二	210,300	5.26
桜井製作所従業員持株会	162,200	4.06
桜井成二	143,133	3.58
前田順子	105,900	2.65
丸山倉庫	45,000	1.13
西野芳枝	44,134	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡田敏明	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田敏明		—	一般株主と利益相互の生じるおそれがなく、また他の会社の出身者として、豊富な経験と高い見識等を踏まえた独立的な経営監視が期待できるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人による監査への立会をするとともに意見交換を行い、相互の連携を図ることによって監査の実効性向上に努めております。監査役は内部監査部門との連携を図るために定期的に情報交換を行い、進捗状況の確認等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
石塚尚	弁護士														
鈴木修一郎	税理士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石塚尚	○	——	一般株主と利益相互の生じるおそれがなく、また弁護士として、その専門的な知識、経験等を踏まえた独立的な経営監視が期待できるため、独立役員として指定しております。
鈴木修一郎		——	一般株主と利益相互の生じるおそれがなく、また税理士として、その専門的な知識、経験等を踏まえた独立的な経営監視が期待できるため。

【独立役員関係】

--	--

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

株主総会の決議によって定められた報酬総額の限度内において、取締役会の決議を経て社長が決定しています。そして賞与について業績連動型としており、会社の経営内容に応じて、株主総会の決議を経て決定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2015年度における当社の取締役に支払った役員報酬は54,540千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社内(常勤)監査役と毎月定例会を持つ事により、常に社内状況が把握できるような体制を取っています。また、随時の問題についても、社内監査役を通じて業務執行についての助言を得ています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 現状の体制の概要

当社は、取締役6名(うち1名社外)、監査役3名(うち2名社外)の体制を採っており、定例及び臨時の取締役会で経営上の意思決定が行われます。

また「現状の体制を採用している理由」に記載のとおり、監査役が取締役会、全社会議にも出席し経営監視機能としては十分に機能する体制が整っていると考えております。

会計監査は定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い会計処理の適正性に努めております。

また顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。

(2) 監査役の機能強化に関する取組状況

監査役は取締役会をはじめ、全社会議、生産会議等の重要な会議に出席し、取締役会の業務執行や懸案事項等に適正な監視を行っております。

社外監査役1名を独立役員として指定しております。

また監査役による会議を月1回開催し、監査活動の報告、情報交換等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社ではめまぐるしく変化していく市場経済の中で、少数精鋭の体制により迅速な経営の意思決定と業務執行を図っております。また、監査役が取締役会、全体会議にも出席し、取締役の職務執行を監査しており、経営監視体制としては十分に機能する体制が整っていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	年1回実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制そのほか業務の適正を確保するための体制
当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。

- (1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス担当の取締役の指揮・監督のもと、会社横断的なコンプライアンス体制を確立する。
コンプライアンス活動を充実させ、法令遵守の徹底、及び企業倫理の向上を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
社内規定に基づき、法令上保存が義務付けられている文書及び重要な会議の、議事録、稟議書、契約書等を書面または電磁的媒体に記録し、保存する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業推進に伴うリスクの管理については担当部署を決め、規則、ガイドラインの制定、研修の実施等をおこなう。
新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は取締役会に報告し、責任者を決定し、速やかに対応する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役、使用人が共有する全社的な目標及び効率的達成の方法を取締役会が定め、達成に努める。
取締役会は結果をレビューし、阻害要因の、排除、低減などの改善策、施策を講じ、目標達成の確度を高める。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を決め、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する。当社は子会社の業務執行を管理し、子会社は定期的に当社の生産会議、全体会議において業務執行について報告を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は社員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項及び監査役からの要請事項が速やかに報告できる体制を整備する。また、当該報告を行った取締役および使用人は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- (8) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務を遂行するために生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、事由、金額等を明記した書面に基づき、当該費用の前払若しくは償還又は当該費用にかかる債務の弁済を行う。
- (9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は監査業務を円滑に進める為、取締役会、全社会議、各部生産会議に出席する。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針
当社は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。
また、必要に応じ、警察当局、顧問弁護士などの外部専門機関とも連携を取り、体制の強化を図る。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じ、警察当局、顧問弁護士などの外部専門機関とも連携を取り、体制の強化を図る。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

